

公益財団法人 人工知能研究振興財団
研究助成規程

規程第6号
平成2年7月3日制定
平成28年4月1日改訂

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1号に規定する人工知能の研究に対する助成事業（以下「研究助成事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究助成の対象)

第2条 研究助成事業の対象となる助成研究（研究助成金を交付する研究）は、人工知能に関する調査、研究及び開発（以下、併せて「研究」という。）とする。

(研究者の資格)

第3条 研究助成交付の対象となる研究を行う者（研究グループを含む。）は、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有する者とする。

(研究助成の額)

第4条 研究助成の額は、1件当たり最高300万円までとする。

(助成研究の実施期間)

第5条 助成研究の実施期間は、原則として、研究助成金交付決定後2年以内とする。

(審査基準)

第6条 助成研究の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 産業技術の高度化に寄与する研究であること。
 - (2) 研究の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること。
- 2 その他、審査基準に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(助成研究の公募)

第7条 財団は、公募により助成研究の申請を募集するものとする。

- 2 研究助成の交付を希望する者（研究グループを含む。）は、研究助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を定められた期日までに提出しなければならない。
- 3 財団は、申請書の提出があったときは、書類等の審査を行うほか必要に応じて調査等（ヒアリング等）を行う。
- 4 財団は、必要あると認めるときは、申請書を提出した者に対して、参考となる書類等の提出を求めることができる。

(研究助成金交付の決定通知)

第8条 財団は、申請書の中から財団の審査委員会において助成研究を選定し、理事長の承認を得て研究助成金交付決定通知書を当該研究を申請した者（以下「研究実施者」という。）に手交（又は送付）するものとする。

(請書の提出)

第9条 研究実施者は、前条の規定による研究助成金交付決定通知書を受け、これを承諾した場合は、速やかに財団に請書を提出しなければならない。

(研究助成金の交付方法)

第10条 研究助成金の交付方法は、財団が研究実施者と個別に協議して定める。

(研究助成金の支払)

第11条 財団は、第9条に規定する請書を研究実施者から受領した後において、研究実施者から提出された研究助成金請求書に基づき、研究助成金を支払う。

(研究助成金の返還)

第12条 財団は、交付した研究助成金について、研究の成功又は不成功にかかわらず、その返還を求めない。

- 2 研究実施者は、助成研究実施計画書に記載した研究を実施しなかった場合は、研究助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

(帳簿等の整理)

第13条 研究実施者は、帳簿等を備え、助成研究について他の経理と区別してその収入額及び支出額を記載し、研究助成金の用途を明らかにしておかなければならない。

(変更等の承認)

第14条 研究実施者は、次の各号に該当するときは、その内容を記載した文書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

- (1) 助成研究の計画を変更しようとするとき。
- (2) 助成研究を中止しようとするとき。
- (3) 助成研究が予定の期間内に完了しないとき。
- (4) 助成研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事態が発生したとき。

(研究の進捗中における報告)

第15条 研究実施者は、助成研究が財団の会計年度をまたがる場合は、助成研究の概要に関する中間報告書を提出しなければならない。

(助成研究の完了報告)

第16条 研究実施者は、助成研究が完了したときは、助成研究完了報告書を作成し、その日から起算して30日以内に財団に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出が困難となったときは、財団の承認を受けなければならない。

(助成研究の成果の帰属)

第17条 助成研究に係わる工業所有権は、研究実施者に帰属させる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権を取得した場合は、速やかにその旨を財団に届出なければならない。

(助成研究の成果発表)

第18条 財団は、助成研究の結果を普及活用させるため、その要約の印刷、配付、講演会の開催等を実施するものとする。

2 研究実施者は、助成研究の成果を学会等に発表するときは、財団の研究助成金を受けて実施した旨を明示するものとする。

(研究助成金の交付決定の取消)

第19条 財団は、研究実施者が本規程に違反した場合は、研究助成金の一部又は全部の交付の決定を取消することができる。

2 財団は、前項より研究助成金の交付の取消しをした場合において、研究の当該取消しにかかわる部分に関し、既に研究助成金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部を返還させることができる。

(国等の機関についての特例)

第20条 第11条の研究助成金の支払方法について、国等の機関に寄附金等の受入れに関する定めがある場合、その定めに基づき財団は研究助成金を寄附する。

2 前項により財団が研究助成金を当該機関に寄附した場合、第12条第2項及び第19条第2項は、これを適用しない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究助成事業実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

本規程は、平成4年3月9日から施行する。

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年4月1日から施行する。